



3月6日付
申16号

労働の対価である賃金の早期支払いを強く求める！

2016年度申5号における未払い賃金の速やかな清算を求める申し入れ

2016年度申5号

4. 新津運輸区B2141行路126D列車において、労働時間外で車内見回り、ドア閉め作業が行われていた期間を明らかにするとともに、遡って賃金不払い分を早急に支払うこと。
5. 新津運輸区C7008行路227D列車新津到着後、ドア締めから誘導開始までの付加時分が付与されていない期間を明らかにするとともに、作業が行われていた期間の賃金不払い分の賃金を早急に支払うこと。

2016年度申5号（ダイヤ改正）団体交渉において作業指示されているにもかかわらず労働時間の付与がされていないことが明らかとなり、未払いとなっている賃金について速やかに清算を行うことを確認していましたが、3年が経過した今日においても支払われていないことから申16号として会社側に申し入れ、速やかな支払いを求めました。

■ 申16号 申し入れ項目 ■

1. 2016年度申5号第4項「新津運輸区B2141行路126D列車において、労働時間外で車内見回り、ドア閉め作業が行われていた期間を明らかにするとともに、遡って賃金不払い分を早急に支払うこと。」
2. 2016年度申5号第5項「新津運輸区C7008行路227D列車新津到着後、ドア締めから誘導開始までの付加時分が付与されていない期間を明らかにするとともに、作業が行われていた期間の賃金不払い分の賃金を早急に支払うこと。」
3. 上記1項及び2項について2020年3月31日までに当該社員に説明の上、支払いを完了させること。

確認事項を遵守し早急に未払い賃金を支払うべきだ！